

○唐津市県外スポーツ及び文化芸術大会出場奨励金等交付要綱

平成26年4月1日

告示第97号

(趣旨)

第1条 この要綱は、唐津市民のスポーツ及び文化における向上心を育み、スポーツ及び文化の振興を図るため、県外のスポーツ及び文化芸術大会（以下「大会」という。）に出場者等に対し奨励金及び補助金（以下「奨励金等」という。）を交付することに関し、唐津市補助金等交付規則（平成17年規則第42号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(奨励金等の交付対象大会)

第2条 スポーツ部門における奨励金等の交付の対象となる大会は、国際オリンピック委員会に加盟する国際競技団体又は公益財団法人日本スポーツ協会に加盟する競技団体及びその配下の競技団体並びに中学校体育連盟、高等学校体育連盟及び高等学校野球連盟若しくは国の機関が主催する次の各号のいずれかとする。

- (1) 全国大会 全国を統括する団体が主催し、各都道府県を単位とする団体が参加する大会をいう。
- (2) 西日本大会 西日本地区を統括する団体が主催する大会をいう。
- (3) 九州大会 九州地区を統括する団体が主催する大会をいう。
- (4) 国際大会 国際競技団体が主催し、10か国以上の参加がある大会をいう。

2 文化芸術部門における奨励金の交付の対象となる大会は、国、地方公共団体、財団法人、社団法人、新聞社等が主催する次の各号のいずれかとする。

- (1) 全国大会 全国を統括する団体が主催し、各都道府県を単位とする団体が参加する大会をいう。
- (2) 西日本大会 西日本地区を統括する団体が主催する大会をいう。
- (3) 九州大会 九州地区を統括する団体が主催する大会をいう。
- (4) 国際大会 国際競技団体が主催し、10か国以上の参加がある大会をいう。

(奨励金等の交付対象者)

第3条 奨励金の交付の対象となる者（以下「対象者」という。）は、県又は九州ブロック若しくは全国を統括する競技団体が開催する予選大会又は当該競技団体の推薦により出場資格を取得した者で、次に掲げるものとする。ただし、国及び地方公共団体若しくは公共的団体又は主催者等から、奨励金又は補助金等の交付を受ける場合は、この限りでない。

- (1) 前条に定める大会に出場する選手。ただし、文化芸術部門においては、小学生、中学生及び高校生に限る。
- (2) 前条に定める大会の開催要項の定めにより、チームのメンバー又は選手の競技補助として認められた市内の学校又は市内に活動拠点をもつチームの監督及びコーチ（指導者を含む。以下「監督等」という。）とし、監督等は各1名までとする。
- 2 対象者は監督等を除き、唐津市に住民登録し、かつ、居住している者とする。ただし、小学生、中学生及び高校生については、学校が指定する市内の寮等に寄宿している者を含むものとする。
- 3 対象者が中学生以下で監督等が同行しない場合の引率者（保護者を含む。）又は障がい者である場合の介助者を含むものとする。
- 4 補助金の交付の対象となるものは、全国高等学校野球選手権大会又は選抜高等学校野球大会（以下「甲子園野球大会」という。）に対し応援事業を実施するもの（当該学校を含む。）とする。

（奨励金からの排除対象者）

第4条 市長は、この要綱により奨励金を交付するに当たって奨励金の交付の申請をしようとする者が次に掲げるいずれかに該当するときは、奨励金からの排除対象者として奨励金を交付しないものとする。

- (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下この条において「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- (2) 暴力団員（法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
- (3) 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
- (4) 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
- (5) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
- (6) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- (7) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

（奨励金の交付及び額）

第5条 同一年度内の奨励金の交付は、小学生及び中学生を除き、第2条に定める大会の区分ごとに、選手、監督等に関わらず、1人1回を限度とし、1人当たりの奨励金の額は、別表のとおりとする。（甲子園野球大会を除く。）ただし、文化芸術部門において、チームのメンバー数が多く、奨励金の額が

多額になるときは、交付する額は市長が別に定めるものとする。また、大会が佐賀県内で開催される場合は、奨励金は支給しない。

(甲子園野球大会の補助対象経費)

第6条 甲子園野球大会の補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象事業者が実施する事業で、次に掲げる経費とする。

- (1) 応援団用バス等の借上費
- (2) 応援団に係る大会入場料
- (3) 応援に係る広報に要する経費
- (4) 応援に係る用具等に要する経費
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める経費

(甲子園野球大会の補助金の額)

第7条 甲子園野球大会の補助金の額は、前条に規定する補助対象経費の2分の1以内とし、500万円を限度とする。ただし、補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた額とする。

(奨励金の交付申請)

第8条 奨励金の交付を受けようとする者は、大会の開催前に奨励金交付申請書（第1号様式）を市長に提出しなければならない。

ただし、大会の開催地が複数の県にまたがる場合で、別表（第5条関係）に定める区分が判断できない場合は、この限りでない。

(奨励金の交付決定)

第9条 市長は、前条の申請書を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、奨励金交付決定通知書（第2号様式）により、不適当と認めるときは、奨励金交付申請却下通知書（第3号様式）により、それぞれ当該申請者に通知するものとする。

(奨励金の返還等)

第10条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、奨励金の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又はすでに交付した奨励金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。ただし、大会会場地まで出向いたにもかかわらず、体調の不良等により対象競技大会に出場できなかった場合は、この限りでない。

- (1) 虚偽その他不正の手段により奨励金の交付を受けたとき。

- (2) 対象競技大会に出場しなかったとき。
- (3) 第4条に掲げる排除対象者であることが判明したとき。

(結果報告)

第11条 申請者は、大会が終了したときは、速やかに大会結果報告書を市長に提出するものとする。

(補則)

第12条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、告示の日から施行し、平成26年4月1日以降に開催される対象大会から適用する。

(唐津市県外スポーツ競技大会出場奨励金交付要綱の廃止)

- 2 唐津市県外スポーツ競技大会出場奨励金交付要綱（平成25年告示第86号。次項において「旧要綱」という。）は廃止する。

(経過措置)

- 3 この要綱の施行の日の前日までに旧要綱による交付の決定がなされた奨励金については、この要綱の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。

別表（第5条関係）

| | | | | | |
|------------|-------------------|------------|-------------|---------------|--------------------|
| 長崎県及び福岡県 | 熊本県、鹿児島県、宮崎県及び大分県 | 西日本 | 東日本及び沖縄 | 東アジア及び東南アジア地区 | 東アジア及び東南アジア地区以外の国外 |
| 4,000 円 | 5,000 円 | 8,000 円 | 10,000 円 | 30,000 円 | 50,000 円 |

備考

- 1 西日本とは、九州を除く近畿地方までの地域をいう。
- 2 東日本とは、中部地方から以東の地域をいう。